

令和 5 年度第 5 回総会

議事録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日時 令和5年7月18日（火）

午後1時30分から午後2時0分まで

場所 堺市役所高層館12階 農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人 (農業委員)

(2) 出席委員 14人

今野正章、以倉孝弘、奥野正作、北尻芳孝、小谷信江、霜野市和、
田中正剛、田中 宏、谷野保博、辻千太郎、寺島あつ子、松本智恵
子、山崎勝喜、柳下清隆

(3) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局 事務局長 小走 伸吾

事務局次長 河辺 真佐彦

主 幹 西本 和子

4 付議事項

議案第26号 各種審議会委員等の選出について

議案第27号 堺市農地利用最適化推進委員の委嘱について

協議第1号 堺市農業委員会委員の担当区域について

5 会議の概要

- 事務局長 ただいまから、令和5年度第5回総会を開始いたします。
- 本日の会議に先立ちまして、定足数の報告を事務局からいたします。
- 事務局次長 出席委員の報告をいたします。現在議場に在籍する委員は、14人中14人で、定足数を満たしております。
- 事務局長 それでは、議事に入ります。暫時、進行を担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 本総会は、委員任命後の初総会ですので、新会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定に準じ、従来から最年長の方に臨時議長をお願いしておりますが、そのようにさせて頂いてよいか、お諮りします。
- (異議なし)
- 事務局長 ご異議なしとのことでございますので、ご出席委員の中で最年長の、田中宏委員に臨時議長をお願いします。よろしくお願ひ致します。
- 田中宏委員 臨時議長に就任**
- 臨時議長 ただいま指名いただき、会長が決まるまでの間、臨時議長を務めさせて頂く田中です。皆様方のご協力をもって、無事この重責を果たして参りたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。
- それでは本日の議事録署名委員の選出でございますが、今回は名簿の50音順とし、以倉孝弘委員、今野正

章委員のご両名を指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 ご異議なしと認めます。よってご両名にお願い致します。

それでは、付議事項審議に先立ち、互選に移らせて頂きます。

これより会長の互選に入ります。農業委員会等に関する法律第5条第1項及び第2項において、「農業委員会に会長を置く。」、「会長は、委員が互選した者をもつて充てる。」と規定されております。

なお、互選とは「選挙」のことですが、地方自治法第118条の規定により、議会等については指名推選の方法によつても差し支えない事、となつております。よつて、この規定に準じ、会長の互選についてどのような方法で行うか、お諮り致します。

柳下委員 従来どおり、指名推選の方法でお願いしたいと思ひます。

臨時議長 ただいま、指名推選の方法で、という提案がございましたが、それにご異議ございませんか。

(異議なし)

臨時議長 ご異議なしとのことでございますので、指名推選の方法によるものとします。また、指名推選の方法については、委員総数も多くない為、別途指名委員によるものとせず、この場での推薦ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

臨時議長 それでは、どなたか、ご推薦はございませんでしょうか。

(推薦なし)

臨時議長

推薦のご意見がないようですが、そういたしましたら臨時議長の身ではありますが、私から、堺市農業委員会会長に、堺市農業委員会で過去に2期、農業委員を務められた北尻芳孝委員を推薦したいと思います。他にご意見はありませんか。

(意見なし)

臨時議長

他にご意見がないようでしたら、北尻委員を会長として選出することについてお諮りいたします。

指名推選の場合は、委員全員の同意が必要となりますので、確認いたします。指名された、北尻委員を会長に選出することにご異議ございませんか。ご異議がない方は、挙手願います。

(全員挙手)

臨時議長

ただいま、委員全員が挙手されていることを確認いたしました。

委員全員の同意を確認いたしましたので、北尻委員を会長と決定致します。

これをもちまして、臨時議長の職務を終えさせて頂きます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

田中宏委員、ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、ただ今から、北尻会長に議長をお願いいたします。

まず、北尻会長からご挨拶をお願いします。

会長挨拶

北尻会長（議長）

ただいま行われた互選会におきまして、会長として選任いただきました、北尻芳孝です。堺市の農地行政の

一端を担う、農業委員会の代表として就任することの重責に、身が引き締まる思いです。

微力ではございますが、農業委員会の円滑な運営と、堺市の適正な農地行政、また農業振興のため、精一杯努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方に はご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、引き続きまして、会長代理の互選に入ります。

農業委員会等に関する法律第5条第5項には、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されております。

よって、会長代理1人を互選する必要があります。互選についてどのような方法で行うか、お諮り致します。

柳下委員

選出方法については、先程と同じく、指名推選の方法でお願いしたいと思います。

議 長

ただいま、指名推選の方法でというご意見がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議なしとのことですので、指名推薦の方法によるものといたします。

指名推選の方法につきましては、先ほどの会長と同様、この場での推薦ということでおろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、どなたか、会長代理を推薦いただけないでしょうか。

田中宏委員

農業委員の担当区域は後程決定されますが、担当区域が前期と変更がないようであれば、「第2地区協議会」か

ら会長が選出されましたので、会長代理については、「第1地区協議会」から、過去4期の堺市農業委員としての任期の中で、平成29年から3年間会長代理を務められ、経験も豊富な辻千太郎委員を推薦いたしたいと思います。

議 長

ただいま、辻委員を会長代理に指名したいとの声がありました。指名推選の場合は、委員全員の同意が必要となりますので、確認いたします。指名された辻委員を会長代理に選出することにご異議ございませんか。ご異議ない方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長

ただいま、委員全員が挙手されていることを確認いたしました。委員全員の同意を確認いたしましたので、辻委員を会長代理に決定いたしました。

会長代理が決まりましたので、辻会長代理から、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

会長代理挨拶

辻会長代理

3年ぶりに農業委員会委員を務めさせていただくことになった、辻 千太郎でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。この場におられる委員の中でも、顔なじみの方が多数おられます。皆様と共に、今期会長を補佐し、堺市の適正な農地行政並びに堺市農業委員会の円滑な運営に努めていきたいと思いますので、皆様にご協力をお願いいたします。就任の挨拶とさせていただきます。3年間どうかよろしくお願いいいたします。

議 長

辻会長代理、ありがとうございました。これをもちまして、会長代理の互選を終了いたします。

それでは、会長及び会長代理が決定しましたので、本

日の付議事項の審議に入ります。本日の付議案件は、「付議案件綴」に記載の、議案第26号「各種審議会委員等の選出について」から協議第1号「堺市農業委員会委員の担当区域について」までの3件です。

それでは、議案第26号「各種審議会委員等の選出について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局次長

議案第26号「各種審議会委員等の選出について」をご説明いたします。堺市都市計画審議会委員をはじめとする各種審議会委員等につきましては、それぞれ所管部局から農業委員会あてに推薦依頼があり、農業委員会の推薦を受けて、市長等が委嘱するものでございます。いずれも、農業委員会を代表できる方を推薦させていただきたいと考えております。

1番目の、「堺市都市計画審議会」ですが、根拠規定は「堺市都市計画審議会条例」でございます。

農業委員会から推薦いたします委員は、同条例に定められている委員区分の中の「学識経験者」に該当するものです。

続きまして、2番目の「堺市環境審議会」ですが、根拠規定は「堺市環境基本条例」で、農業委員会から推薦いたします委員は、同条例に定められている委員区分の中の「市長が適当と認める者」に該当いたします。

続きまして、3番目の「堺市国民健康保険運営協議会」でございますが、根拠規定は「堺市国民健康保険条例」でございます。農業委員会から推薦いたします委員は、同条例中に定められている委員区分のうち、「被保険者を代表する委員」に該当いたします関係で、国民健康保

険の被保険者で、任期中に後期高齢者医療制度の被保険者に該当しない方であることが条件となります。

以上のことから、堺市都市計画審議会委員及び堺市国民健康保険運営協議会委員については、「会長を充てる。ただし当該職にある期間とする。」、堺市環境審議会委員については、「会長代理等、農業委員会の代表を代理できる者で会長が指名したものを利用する。ただし、農業委員会委員である期間とする。」、以上のように提案させていただいております。

各種委員等につきましては、決議をいただいたうえで、決定した委員から同意書をいただき、それぞれの所管へ農業委員会として推薦をさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、ご質問等やご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。

本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしと認めます。

本件が、原案のとおり決定されたため、堺市都市計画審議会委員については会長を充て、堺市環境審議会委員には、会長代理の辻委員を、堺市国民健康保険運営協議会委員には会長を充てることにいたします。

辻委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして議案第27号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。提案理由の説明を

事務局からお願ひします。

事務局次長

議案第27号、「堺市農地利用最適化推進委員の委嘱について」をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、堺市農地利用最適化推進委員の委嘱の承認を求めるものでございます。

堺市農地利用最適化推進委員につきましては、令和5年2月から公募を行い、堺市農地利用最適化推進委員候補者選定庁内委員会の審議を経て、別紙①のとおり、13名の方を候補者として選定いたしました。この候補者につき、委嘱の承認を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。ただ今の説明に対し質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長

質疑・意見なしと認めます。お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

続きまして協議第1号「堺市農業委員会委員の担当区域について」を議題といたします。提案理由の説明を事務局からお願ひします。

事務局次長

協議第1号「堺市農業委員会委員の担当区域について」をご説明申し上げます。

農業委員会の必須事務である農地等の利用の最適化推進活動のため、地域農業に関する情報収集・調整・問

題解決等の職務を遂行でき、推進委員との適切な連携が図れるよう、農業委員の方の住所を参考に、農地利用最適化推進委員と同じ区域割りにて、農業委員会委員担当区域一覧のとおり、担当区域を設けるものでございます。なお、中立委員におきましては、特定の担当区域を設けるのではなく、広く農業委員会活動等に対して、農業委員会の所掌事務に属する事項に関し利害関係を有しない立場での意見等が求められるため、全域（全区）とさせていただいております。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりました。ただ今の説明に対し質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見なしと認めます。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定されました。

これを持ちまして、令和5年度第5回総会の議案審議を終了いたします。それでは、引き続きまして、ただ今から、地区協議会長の互選に入ります。これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局次長 それでは、地区協議会長の互選についてご説明させていただきます。

堺市農業委員会地区協議会運営規程第3条において、堺市農業委員会の農地利用最適化推進委員設置規則第2条の表で定める第1区から第6区を担当する「第1地

区協議会」と、第7区から第13区を担当する「第2地区協議会」を設ける、と規定しております。

また、同規程第4条で、各地区協議会は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員をもって構成する、としております。

そして同規程第5条で、各地区協議会に地区協議会長を置き、地区協議会長は、地区協議会委員のうち、農業委員会の委員の互選とする、と定めているため、互選を行うものです。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明がありましたように、地区協議会ごとに、協議会長を互選する必要があります。互選の方法は、指名推選の方法により行うことといたします。

また、指名推選の方法は、この場で推薦という形をとろうと思います。それでは、どなたか、各地区の協議会長を推薦願えないでしょうか。

辻会長代理

第1地区協議会長に柳下清隆委員、第2地区協議会長に奥野正作委員を推薦いたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会長には、柳下委員、第2地区協議会長には、奥野委員を指名したいとのことですですが、指名推薦の場合は、委員の全員の同意が必要となりますので、確認いたします。

第1地区協議会長には、柳下委員、第2地区協議会長には、奥野委員を選出することにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長

ただいま、委員全員が挙手されていることを確認い

たしました。

第1地区協議会長には、柳下清隆委員、第2地区協議会長には、奥野正作委員を選出することに決定いたしました。

議 長

それでは、ただいま、決定いたしました第1地区協議会長柳下清隆委員、第2地区協議会長奥野正作委員に、順番に一言ご挨拶をお願いいたします。柳下委員、続いて奥野委員、よろしくお願ひします。

柳下第一地区協議会長

第1地区の柳下清隆です。この度、前期に引き続き、第1地区協議会長にご指名いただきました。今期も誠心誠意、頑張ってまいりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

奥野第二地区協議会長

第2地区協議会の会長に指名いただきました奥野正作です。私もこれから3年間、農業委員会第2地区協議会の会長として、精一杯頑張ってまいりますので、皆様方のご協力をお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。これをもちまして地区協議会長の互選を終了いたします。

なお、地区協議会長については、農業委員会運営委員会の委員としても就任していただくことになります。

堺市農業委員会運営委員会規程第1条において、運営委員会の設置目的について、また、同規程第2条において委員の構成について規定しております。

運営委員は、委員会の会長、会長代理、地区協議会の会長、そして農地利用最適化推進委員で組織す

るとなっていますが、運営委員となる農地利用最適化推進委員については、同規程第2条第3号において「会長が指名する」と規定されているため、会長の名において指名を行うことといたします。

運営委員となる農地利用最適化推進委員は、第1地区協議会の中尾美昭委員、第2地区協議会の岸田勝夫委員とします。

以上で、本日付議された案件につきましては、全て議了いたしました。

これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

	(案件番号)	(結果)	(賛否数)
○	議案第26号	原案のとおり可決	全会一致
○	議案第27号	原案のとおり可決	全会一致
○	協議第1号	原案のとおり承認	全会一致

署名委員

会長 化瓦 篤子

委員 以倉 孝弘

委員 今野 正章